

平成 26 年 11 月 28 日

住宅の内装リフォームでシックハウス症候群にならないために

事故情報データバンク¹には、壁紙の張り替えなどの内装リフォームによるシックハウスやにおいて、化学物質に関する事故情報²が平成 21 年度以降 266 件寄せられています（平成 26 年 10 月末日までの登録分）。

「シックハウス症候群」は、新築やリフォームした住宅等に入居した人に、のどの痛みやめまい、吐き気、頭痛等の健康影響が生じる状態であり、建築材料などから発生するホルムアルデヒドなどの揮発性有機化合物が原因の一部と考えられています。建築基準法では、平成 15 年 7 月から、室内のホルムアルデヒド濃度を低減させるため、発散量に応じて内装仕上げに使用する建築材料の面積制限等の規制が行われており、新築時や大規模の修繕等を行う場合は、同法に適合することについて建築確認や検査を受けなければなりません。しかし、壁紙の張り替えなどの内装リフォームの場合は同法に基づく建築確認・検査の対象でないため、適法なシックハウス対策が講じられていないおそれがあります³。

住宅の内装リフォームを行う場合は、建築基準法に基づくシックハウス対策を適切に講じるよう⁴、施工前に事業者に求めましょう。

店舗等で購入した建築材料を用いて御自身で内装リフォームを行う際は、購入する建築材料のホルムアルデヒド発散量の等級を確認し、JIS、JAS などの表示記号に「F☆☆☆☆」などと記載されている発散量が少ないものを使用しましょう。また、リフォーム工事中・リフォーム後は適切な換気を心掛けましょう。

1. シックハウス症候群とは

新築やリフォーム後の住居やビルにおいて、目がチカチカする、涙目、頭痛、めまい、吐き気、喉が痛い、咳が出る、息苦しい、皮膚の湿疹等の健康被害が生じる状態を総称して、「シックハウス症候群」と呼んでいます。発症の仕組みは十分に解明されていませんが、原因の一部は、建築材料や家具、日用品などから発散するホルムアルデヒドやトルエン、キシレン等の揮発性有機化合物であると考えられています。

中でもホルムアルデヒドは、合板や内装材等に用いられる合成樹脂や接着剤など、様々な用途の材料に用いられ、粘膜刺激症状などの健康被害を引き起こすことから、シックハウス症候群の原因物質の一つと考えられています。

¹ 「事故情報データバンク」とは、消費者庁が独立行政法人国民生活センターと連携し、関係機関より「事故情報」、「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるためのデータ収集・提供システム（平成 22 年 4 月運用開始）。

² 壁紙やフローリングの張り替え、壁の塗装、水周りの更新など、住居の内装をリフォームしたことによる、シックハウス、において、化学物質（ホルムアルデヒド等）に関する事故情報。事例は本件のために特別に精査したもの。事実関係や因果関係が確認されていない事例を含む。

³ 内装リフォームの場合、平成 15 年 6 月 30 日までに着工した既存不適格建築物（新たな規制が制定・改正された場合に、それ以前から存在又は着工している建築物で、新たな規制に適合しなくなった建築物をいう。以下同じ。）は、シックハウス規制への適合までは義務付けられていない。一方、建築基準法のシックハウス規制が施行された同年 7 月 1 日以降に着工した建築物は、内装リフォームの場合であっても、シックハウス規制に適合させなければならない。

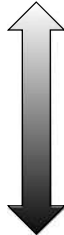
⁴ 平成 15 年 6 月 30 日までに着工した既存不適格建築物であっても、シックハウス規制に適合させることが望ましい。

2. 建築基準法に基づくシックハウス対策について

建築基準法では、平成 15 年 7 月から、ホルムアルデヒドの室内濃度を下げるため、全ての建築物の居室において以下の規制が行われています。

対策Ⅰ. 内装仕上げの制限

居室の種類や換気回数に応じて、内装仕上げに使用する建築材料の面積が制限されています。

建築材料の区分	ホルムアルデヒド 発散量	JIS、JAS などの表示記号	内装仕上げの 制限
建築基準法の規制対象外	 少ない	F☆☆☆☆	制限なしに 使える
第3種ホルムアルデヒド 発散建築材料		F☆☆☆	使用面積が 制限される
第2種ホルムアルデヒド 発散建築材料		F☆☆	
第1種ホルムアルデヒド 発散建築材料		旧 E ₂ 、Fc ₂ 相当 又は表示なし	使用禁止

規制対象となる建築材料⁵には、原則として JIS、JAS 又は国土交通大臣認定による等級付けが必要です。ホルムアルデヒドの発散が少ない順に、「F☆☆☆☆」、「F☆☆☆」、「F☆☆」等と等級が付けられ、「☆」の数が多いほど発散量が少ないものになります。

対策Ⅱ. 換気設備設置の義務付け

原則として全ての建築物に機械換気設備の設置が義務付けられています。例えば、住宅の場合、1 時間当たり換気回数 0.5 回⁶以上の機械換気設備の設置が必要です。

対策Ⅲ. 天井裏などの制限

天井裏、床下、壁内、収納スペースなどから居室へのホルムアルデヒド流入を防ぐ措置が必要とされています。

建築基準法に基づき、建築物を建築する場合や大規模の修繕・模様替⁷を行う場合には、その建築物の計画が同法及び関係法令に適合するものであることについて、建築確認や検査⁸を受ける必要があります。

なお、建築基準法のシックハウス規制が施行された平成 15 年 7 月より前に着工された既存不適格建築物については、壁紙の張り替えなど内装リフォームを行う場合、上記規制の適用を受けませんが、同様の対策を行うことが望まれます。

⁵ 木質建材（合板、木質フローリング、パーティクルボード、MDF など）、壁紙、断熱材、接着剤、塗料、仕上塗材など。

⁶ 1 時間当たりに部屋の空気の半分が入れ替わること。

⁷ 大規模の修繕・模様替とは、建築物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）の一種以上について行う過半の修繕・模様替のこと。

⁸ 新築等を行う場合に建築計画の審査を受ける「建築確認」、建築物の工事中に受ける「中間検査」、工事が完了した時点で受ける「完了検査」がある。

3. 厚生労働省の室内濃度指針値について

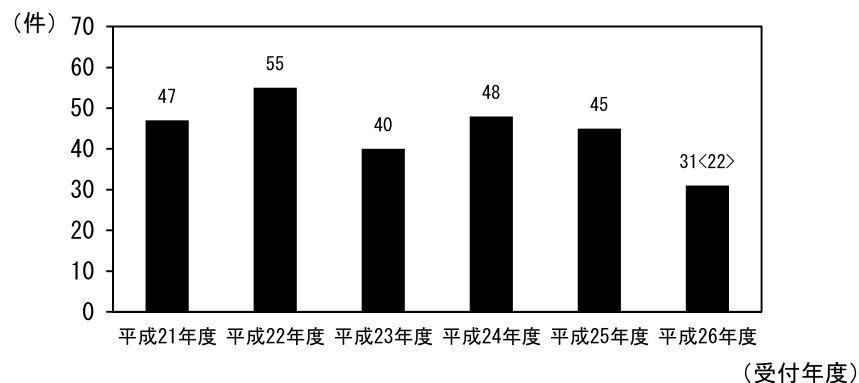
厚生労働省は、揮発性有機化合物のうち、ホルムアルデヒドを始めとする 13 種の揮発性有機化合物について、室内濃度指針値⁹を策定しています（ホルムアルデヒド： $100\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）。

4. 住宅の内装リフォームによるシックハウス等に関する事故情報

（1）事故件数の推移

事故情報データバンクには、壁紙の張り替え等、住宅の内装リフォームによるシックハウスやにおい、化学物質に関する情報が平成 21 年度以降平成 26 年 10 月末日までに 266 件寄せられています（図 1）。

図 1. 住宅の内装リフォームによるシックハウス等に関する事故件数の推移



* 〈 〉 は前年度同期

また、この中には、消費者自身が店舗等で購入した壁紙等の建築材料を使用して内装リフォームを行ったことによる事故情報も寄せられています。

（2）主な事例

1）事業者が行った内装リフォームに関する事例

【事例 1】

リフォーム業者に居間と子供部屋の壁紙の張り替えをしてもらって以降、頭痛がひどく治らない。張り替え前、業者から「アレルギー物質をブロックする素材を使います。」という説明を聞いていたので安心していましたが、臭いがひどく換気してもだめだった。

（受付年月：平成 26 年 1 月、福島県・30 歳代・女性）

【事例 2】

自宅マンションの壁紙とフローリング、台所浴室等をリフォームしたところ、頭痛やめまい等が生じ、皮膚に障害が出た。子供は顔が赤くパンパンに腫れた。実家に転居したところ症状が改善した。

（受付年月：平成 25 年 12 月、大阪府・30 歳代・女性）

⁹ 室内濃度指針値は、その時点での科学的な知見に基づき「一生涯その化学物質について指針値以下の濃度の暴露を受けたとしても、健康への有害な影響を受けないであろうとの判断により設定された値」であり、室内濃度指針値を一時的かつわずかに超えたとしても直ちに健康への有害な影響を生ずるわけではない。

2) 消費者自身が行った内装リフォームに関する事例

【事例3】

ホームセンターで壁紙を購入し、寝室の劣化した壁紙の上に張り付けた。部屋中シンナーのような臭いが漂い、部屋にいただけで頭が痛くなる。壁紙をはがしてもこびりついた臭いは消えず、マスクをしても寝られない。

(受付年月：平成24年5月、埼玉県・男性)

5. 消費者の皆様へ

(1) 住宅の内装リフォームを行う際は、建築基準法に基づくシックハウス対策を講じるよう、事業者に求めましょう

建築基準法では、平成15年7月から、全ての建築物の居室におけるシックハウス対策として、内装仕上げに使用する建築材料の面積制限や換気設備設置の義務付け等が実施されています。

壁紙やフローリングの張り替え、壁の塗装、水周りの更新などの内装リフォームを行う場合は、ホルムアルデヒド発散量が少ない建築材料を使用する等、建築基準法に基づくシックハウス対策を適切に講じるよう、事業者に求めましょう。

なお、建築基準法のシックハウス規制が施行された平成15年7月より前に着工された既存不適格建築物については、壁紙の張り替えなど内装リフォームを行う場合、上記規制の適用を受けませんが、建築基準法に定められたものと同様のシックハウス対策を行うことが望まれますので、事業者にもそのように求めましょう。

(2) 御自身で壁紙の張り替えなどの内装リフォームを行う際は、建築材料のホルムアルデヒド発散量の等級を確認し、発散量が少ないものを使用しましょう

建築材料から発散されるホルムアルデヒド量は、原則として「F☆☆☆☆」、「F☆☆☆」、「F☆☆」で表され、「☆」の数が多いほど発散量が少ないものになります。

御自身で壁紙等の建築材料を購入して内装リフォームを行う際は、表示されたホルムアルデヒドの等級を確認し、F☆☆☆☆など発散量が少ないものを選択するよう心がけましょう。表示がない場合は販売業者（通販業者を含む。）に確認するなどしましょう。

ただし、化学物質が人に与える影響には個人差があるとされ、ホルムアルデヒド発散量が少ない建築材料を使用していれば、決してシックハウス症候群にならないというわけではありません。

(3) 内装リフォームを行った後は、部屋の換気を十分に行いましょう

内装リフォーム後は、十分な換気と通風を行いましょう。特に夏場は高温多湿になるため、建築材料からの化学物質発散量がより多くなりますので、工事中から換気を行う等の対策が必要です。

現代の住宅は気密性が高く、室内の空気環境が悪化してしまいがちですので、入居後も定期的な換気、通風を心がけましょう。

また、家具や衣類の防虫剤、殺虫剤から発散される化学物質やカビ、ダニなどもシックハウス症候群の原因になるといわれていますので、これらの日用品などにも気を配りましょう。

(4) シックハウス症候群と思われる症状が出た場合は、医療機関に相談しましょう

引越しやリフォームを行った後、新しい家具等を購入した後等に、目がチカチカする、頭痛、めまい、喉が痛い、咳が出る、息苦しいなど、シックハウス症候群のような症状が出た場合は、早めに医療機関に相談しましょう。

※シックハウス対策については、以下のウェブサイトも参考にしてください。

○国土交通省

「改正建築基準法に基づくシックハウス対策コーナー」

<http://www.sumai-info.jp/sick/sickpamph/03.htm>

「建築基準法に基づくシックハウス対策について」

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000043.html

○厚生労働省

「生活環境におけるシックハウス対策」

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei/sick_house.html

○住まいの情報発信局

<http://www.sumai-info.jp/>

＜本件に関する問合せ先＞

消費者庁消費者安全課

TEL : 03 (3507) 9137 (直通)

FAX : 03 (3507) 9290

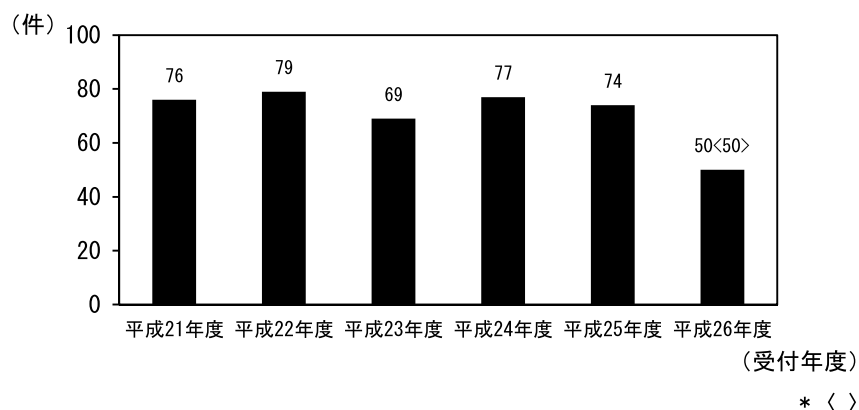
URL : <http://www.caa.go.jp/>

【参考】家具から発生する化学物質によるシックハウス症候群について

事故情報データベースには、家具についても、シックハウスやにおい、化学物質に関する事故情報¹⁰が平成21年度以降平成26年10月末日までに425件寄せられています（図2）。

家具から発生するホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物については、法律で定められた基準はなく、業界が自主基準の制定やそれに基づく表示制度など、独自の取組を行っています。

図2. 家具のシックハウス等に関する事故件数の推移



新しい家具を購入する場合は、表示を見たり、販売業者に確認する等して、ホルムアルデヒドを低減した商品を選ぶとよいでしょう。

¹⁰ 家具（作り付けの家具を除く。）から発生するにおいや化学物質（ホルムアルデヒド等）、シックハウスに関する事故情報。事例は本件のために特別に精査したもの。